

吹田市商工業振興対策協議会 議事録

- 1) 開催日 平成25年2月25日(月)
- 2) 開催場所 吹田市役所 中層棟4階 第4委員会室
- 3) 開催時間 10:00～12:00
- 4) 出席委員 佐々木委員 小畑委員 石川委員 井川委員 好見委員 田中委員
市川委員 西尾委員 高木委員 井上委員 金村委員 後藤委員
佐竹特別委員
- 5) 欠席委員 阪田委員 森田委員
- 6) 出席職員 平野部長 中江次長 西田主幹 門脇主幹 大音主幹 達脇主任
- 7) 傍聴者 0名

事務局：お待たせしました。定刻になりましたので、只今より、吹田市商工業振興対策協議会を開催させていただきます。まず、開催に先立ちまして、まち産業活性部長の平野より御挨拶申し上げます。

— 平野部長 あいさつ —

それでは、佐々木会長から御挨拶をお願いいたします。

— 佐々木会長 あいさつ —

ありがとうございました。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に送付させていただいております資料として、本日の次第と、資料番号1から資料番号7までの資料集がございます。不足等ございませんでしょうか。

では、これ以後の進行は佐々木会長よりお願いいたします。なお、本日の傍聴希望者はおられませんでした。

会長：それでは、案件に入る前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。高木委員、井上委

員、よろしくお願ひいたします。

それでは案件へ入らせていただきます。まず、「(1) 企業誘致施策について」ということで、事務局より御説明をお願ひいたします。

事務局：それでは、まず「ア 吹田市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに市税の特例に関する条例について」ということで、お配りしております資料集の「資料番号1」から「資料番号3」まで御説明を申し上げます。

「資料番号1」を御覧下さい。この資料では、特区条例について御説明をさせていただく前に、吹田市が今後取り組んでいこうとしている企業誘致施策全体の枠組みから御説明申し上げます。

— 資料番号1に基づき説明 —

続きまして、「資料番号2」を御覧ください。こちらの資料につきましては、特区条例の内容についての詳細を御説明させていただきます。

— 資料番号2に基づき説明 —

次の「資料番号3」についてですが、この条例は今年の1月9日に施行されておりますので、制度内容について対外的に周知するためのチラシとして作成させていただいたものを添付しております。このチラシにも記載させていただいておりますように、大阪府と吹田市の優遇制度を併せて受けることで、最大で地方税が5年間ゼロ、残りの5年間は2分の1に軽減されるということが事業者に対する強いインセンティブになると考えており、このような自治体独自の施策を展開しながら、「関西イノベーション国際戦略総合特区」における新たな産業の集積と産業の国際競争力の強化を図っていこうとするものでございます。

なお、今年度のこの条例の施行に合せた動きについて、この制度は税制優遇措置を行うものであるため、当初は税部門において検討されてきたものでありますが、最終的には産業振興につながる企業誘致施策ということで、現在は地域経済振興室の所管になっており、今後、税部門の各担当者とも連携しながら事業者に対するワンストップ窓口を整備することで、この条例についての手続の円滑化についても図っていきたいと考えております。

以上、資料番号1から3について御説明をさせていただきました。

会長：ありがとうございました。

今の御説明について、御質問、御意見等ありましたらお願ひいたします。

委員：まず、吹田市企業立地促進条例については、本協議会において産業振興条例との関連をこれまで議論してきましたが、この特区条例と、産業振興条例及び企業立地促進条例との関係について教えていただきたいと思ひます。

二点目として、国立循環器病研究センターの移転先がまだ決まっていますが、もし仮に箕面市に

決まった場合に、特区地域としてはどうなるのでしょうか。

三点目として、今後、この条例に申請してくる企業の見通しはどのような状況でしょうか。

事務局：まず、特区条例と産業振興条例との関係ということでございますが、特区については、もともと、国の総合特別区域法に基づいて関西地域が産業の国際競争力の強化を図るために立ち上げた「関西イノベーション国際戦略総合特区」というものがございます。この国際戦略総合特区においては、国の税制支援措置を受けることができるというものでございますが、この特区条例については、それだけではなく、更に事業者に対するインセンティブを高めるために、大阪府と府内の各自治体が独自に支援を上乗せするような施策を展開するものでございます。そういった意味で、大阪府をはじめとする各自治体が、「関西イノベーション国際戦略総合特区」の効果を高めていくために、足並みを揃えた施策を展開するということが、吹田市においてこの条例が検討されたもとの始まりでございます。その一方で、吹田市において、今後この条例に基づいて新たな企業を誘致してくるようなことがあれば、産業振興条例に基づく地域経済の循環と活性化に貢献していただけるよう、事業活動の展開について事業者働きかけていく必要があると考えております。

特区条例と企業立地促進条例との関係につきましては、企業立地促進条例は吹田市が独自に企業誘致施策を具体化するための条例であるため、特区条例とは制度内容の検討が始まった経緯や条例の位置付けは異なるものでございます。

いずれにしても、特区条例であっても企業立地促進条例であっても、吹田市に新たな企業を呼び込む以上は、その事業者と継続的な関係を保ちながら、事業者による地域経済の循環と活性化を促進していきたいと考えております。

二点目の国立循環器病研究センターの移転の件についてですが、国循の移転先については、現在吹田操車場跡地と箕面の船場地区という二つの候補地が挙がっており、仮に吹田操車場跡地に移転が決まった場合には、現在特区地域として指定されている国循のエリアを吹田操車場跡地全体に拡大していくという案もあります。ただ、移転先については現在ははっきりと分からない状況であり、もし仮に箕面市に移転することになった場合には、その対応については改めて検討していく必要があると考えております。

三点目の特区条例の活用についての今後の見通しでございますが、まず先日報道等にも出ておりましたとおり、大阪府の特区条例においては、彩都地域のジーンデザインという企業が第一号の認定を受けたということがございます。吹田市の状況につきましては、大阪大学の微生物病研究会が特区事業のための新たな施設の整備を行うということで、来年度以降、この事業について大阪府と吹田市の特区条例に対する申請が出てくるという予定になっております。

委員：特区条例については既に施行されておりますので、意見として述べさせていただきますが、企業立地促進条例と同時期に議論をされていたという経過ですので、この条例も産業施策として産業振興条例との関係をきちんと議論してほしかったと思います。また、誘致企業が撤退することになった場合の対応については、企業立地促進条例についてはこの場で議論をしてきましたが、この特区条例についても同時期にそのような議論ができていればよかったと思います。

委員：「資料番号2」の中で、平成22年6月に「新成長戦略」が閣議決定されたとありますが、これ

は中小企業憲章が閣議決定された時期でもあります。新成長戦略においては、中小企業という言葉が全く入っておらず、大企業だけを見ているようなところがあり、今日の資料を見ていると中小零細企業は関係なく、大きな企業に対する話のように聞こえてきました。

また、条例の中身について、「産業集積の促進」ということが書かれている一方で「産業の国際競争力の強化に係る事業計画」とも書かれており、これは既存の事業者が新しいことをするために事業計画を作成すれば認定されるというようにも見えますが、この条例は、産業集積と事業者の競争力強化とのどちらに重点を置いた施策なのでしょうか。

事務局：この特区条例については、市外あるいは府外から、この特区の目的に沿うような新たな事業を実施するために対象地域に新たに事業所を立地する場合にはもちろん対象になりますが、もともと対象地域内に立地する事業者が特区事業を実施するために、新たに設備を増設したり人を雇用したりするような場合にも対象になるものでございます。

委員：企業立地促進条例と特区条例については、もともとの施策の出自が異なるものです。二つの条例は重なる部分もあるかもしれませんが、広域のクラスター施策と吹田市の事業とを連携させようとするものが特区条例であり、あくまでも吹田市内における立地に関わる施策が企業立地促進条例ということになると思います。企業立地促進条例の基となる企業立地促進法は、あくまでも地域資源を活用することになっていきますので、中小企業は間違いなく対象になることにはなりますが、どちらの条例も、大枠としては、あくまでも吹田市内における産業振興条例との関わりが大前提にはなりません。

事務局：特区条例は国際戦略としての特区ですので、地域の中小企業に対する直接の関わりというものはすぐには見出せないところでもあります。しかし、吹田市においては、医療機器に関して、中小企業の方々でも個々の部品などの製造について特許を持っているようなところもありますので、そういった部分について、大きな戦略の中で大企業から中小企業まで施策の効果が広がっていくよう期待はしているところです。

委員：この説明を聞いていて、大企業と圧倒的多数の中小零細企業との乖離を感じています。資料の内容については少し難しく分からない部分もあるのですが、現在の経済情勢とのズレを感じます。また、吹田市においても、今後の市民生活においては大部分での値上げが予想されるので、非常に心配しています。

仮にこれらの施策で企業を誘致してくるような土地が吹田市にあるのであれば、例えば、市内に本社のある企業の海外工場を吹田市内に呼ぶようなことができれば非常に良いと思います。

会長：ここまでの資料番号1から3までについて、出自の異なる二つの条例を委員の皆様にご覧いただきました。やはり御意見として出していただきましたように、私たちが昨年、企業立地促進条例について議論していた時に、同時期に特区条例の議論も進んでいたということになりますので、今から思い起こせば、もう少し二つの議論を連動させ、あるいは特区条例の議論において出ていた内容をこちらの協議会にもフィードバックしていただきたかったと思います。特に撤退企業に対する対応の件

については、本協議会においてはかなり議論がされておりましたので、今後、同時並行で、ある程度似通った産業施策について議論するときには、所管する部署が異なる場合であっても相互的に情報交換できるような態勢を検討していただければと思います。

それでは続きまして、「イ 吹田市企業立地促進条例について」ということで、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局：それでは「資料番号4」を御覧ください。

— 資料番号4に基づき説明 —

会長：ありがとうございました。

今の御説明について、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

委員：次の議会での見通しはいかがでしょうか。

事務局：前回の議会において、委員会が継続審査という形で終わった時に、各委員の方々からはこの条例については必要な施策であるとは思っているという言葉頂きました。私たちがもう少ししっかりとした説明をする必要があったと考えております。委員の方々からはそれぞれ課題を頂いておりますので、それについて丁寧な説明をさせていただき、次回議会では御承認いただけるよう努めていきたいと考えています。

委員：先ほど資料の中で御説明いただいた、経営革新計画のこれまでの承認件数や、今後それに対応できる企業というものは吹田市にどのくらいあるのでしょうか。

委員：平成11年に中小企業基本法が改正された際には、国の目安では、個人企業も含め全国の3分の1程度の企業による経営革新計画の承認を目標にしていました。吹田市がそれに対して多いのか少ないのかは分かりませんが、現実的には、その後失われた20年やリーマンショックや震災があったため、なかなかその目標には追いついていない現状があります。

しかし、経営革新計画については商工会議所や商工会はもちろんのこと、中小企業家同友会や民商でも比較的最近では推奨されておまして、積極的に手を挙げていくことが戦略を進めていくための一つの柱になるということですので、この企業立地促進条例においても、経営革新計画の奨励という意味も含めて進めていくべきであると思いますし、国においても現在も進められていることです。吹田市においても、どのくらいの企業が対象になるかということよりも、計画の承認を受けることを促すためのPRを進めていくことが、今後の起爆剤になるのではないかと思います。

委員：相談を受ける場面が多い立場から話をさせていただきますと、経営革新計画については、企業規模や業種などの要件は全くありませんし、例えば一度申請して受理されなかったとしても、また挑戦することができます。名称が「経営革新」となっていますが、要するに、待ちの姿勢から攻めの

姿勢へ考え方を変えるとともに、それを紙に書いてまとめていくということが大きなフレームですので、そういう意味では、経営者自身の気持ちの切り替えが一番のハードルであり、窓口のハードルが高いわけではないと思います。

事務局：参考までに、平成11年からこの経営革新の制度がありますが、吹田市内では昨年まで約70社の方々が承認を受けられているという実績があります。

会長：これまでの皆様のお話の中で、この経営革新計画については、分かりやすく周知していくということが改めて問われていると思いますので、積極的に推奨していくという意味でも周知徹底をよろしくお願ひしたいと思います。

その他、条例案につきまして御意見等いかがでしょうか。

委員：前回の議会では対象業種としての卸売業が問題になっていたということですが、吹田市では、交通の便が良いということもあって卸売業が集積しているということがあります。今まではそれよかったですと思いますが、北摂近隣市においては既にこのような条例があり、吹田市だけがないという中で、市外に企業が出て行ってしまわないために、吹田市としても出来ることをやっていく必要があるということで、卸売業を支援していくということになった訳です。卸売業については衰退産業と書かれており、製造業や小売業のように工場や店舗がないために分かりにくい部分もありますが、商社的な機能になってきていると思います。今回、そういった部分に吹田市が光を当てていくということですが、土地を買って建物を建てるということが必要になります。現状では、多くはテナントに入れていると思いますので、そういったところをどのように定着させていくのかということも重要であると思います。

会長：この卸売業に対しての議論というのは、おそらく3月議会を見据えて今後詰めていかれる部分でもあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私自身は商業論を専門にしておりますが、卸売業は都市型産業の典型的なもので、都市の内部で産業を育てていくために、製造業と小売業をつなぐ結節点になりますので、そういった業種が吹田市には集積しているという部分を積極的にアピールしていただければと思います。最近、商業統計等のデータで見えておりますと、卸売業も確かに下降線を辿ってはいますが、逆に、小売業に対して新たなビジネスを提案したりするなど、非常に積極的な事業展開をしているところも多く出てきておりますので、そういった新しい機能もアピールしていただければと思います。

それでは続きまして、「ウ 産業振興条例に基づく補助金制度について」ということで、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局：それでは「資料番号5」を御覧ください。

— 資料番号5に基づき説明 —

会長：ありがとうございました。

今の御説明について、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

委員：これらの補助金は全体的に中堅以上の企業しか利用できないという印象が強いです。例えば、これまでずっと一人で事業を行ってきた人が、人を雇用するという事は非常に大きな決断があることであり、そういった企業が伸びていくことが非常に大事なことでありますが、そういった人たちはこの補助金を使うことはできません。ですから、これから伸びていく事業者を少しでも後押ししてもらえようことも是非考えていただきたいと思います。

事務局：中小企業にとってはなかなか使いづらい制度であることですが、そういった部分については、事業所支援施策検討作業部会の中で、中小企業施策についての検討を進めているところでございまして、既存施策の拡充や縮小も含めて考えていきたいと思っております。

委員：これらの補助金については、企業立地促進条例と一緒に提案をされてきた中で、これまで条例の方ばかりに意識が向いていたのですが、最初にこれらの制度について聞いた時から、小さな企業はほとんど使えない制度であると感じていました。それにもかかわらず産業振興条例に基づくという形で出されているので、少し違和感があります。実際には圧倒的多数の企業は中小零細企業ですから、その部分をどのように底上げしていくのかということを考えることが非常に重要です。企業誘致施策もそうですが、全体的に大きな企業ばかりを支援しているような印象が非常に強いと思います。

個人事業主の方々にとっては、今後国民健康保険も値上がりしますし、生活するための支出が非常に大きくなってきます。ですから、どのようにして中小零細企業を支援していくのかという観点をもっと大事にしていきたいと思います。

事務局：頂いた御意見についてですが、一つの大きな前提といたしましては、資料番号1でも御説明させていただきましたように、今回の2つの条例と4つの補助金というものは企業誘致施策という大きな枠組み中で展開するものでございます。

企業立地促進条例は、産業振興条例の方針に基づいて企業を誘致するものですが、全国的に他の自治体でも起こっているように、例えば吹田市が多額の奨励金を支払って誘致した企業が、市内に立地をしているにもかかわらず全く地域とつながりが無いということになっては意味がありません。条例を活用して誘致してきた企業が、立地後も更に地域とのつながりを持ってもらうということを促進していくために、制度を補強しようということがこれらの補助金制度を作ったもとの発想です。ただ、その中でも条例で支援を受けることができない事業者もできるだけ広く支援していこうということで、これらの補助金については、若干補助対象者等の枠組みを広げさせていただいているところではあります。全ての中小零細企業までを対象にしているかといえば、そうではありません。

これらの制度は、私たちが行っていく産業振興施策における、企業誘致施策という一つの手段として行っていくものですので、その他の中小零細企業に対する施策については、先ほども申し上げましたように、現在検討いただいております事業所支援施策検討作業部会の中で、必要と思われる施策について各委員から意見を頂きたいと考えております。その中で、例えば、既存の中小零細企業に対する雇用促進補助金が必要であるということになれば、改めてそういった施策の検討をさせていただき

たいとは思いますが、現状、これらの補助金制度については、企業誘致施策の枠組みの中で進めていくものであるということで御理解いただければと思います。

委員：企業誘致についてはもともとの作業部会において、税金の優遇等による誘致は行わないということが一つの結論になっていました。それが昨年、方針転換をされたという経過があり、今の話はそれが無視された意見であると思います。また、企業誘致施策の全体像については、少なくとも私は今回ようやく分かったところであり、本協議会においては、最初から企業誘致施策の全体像が明らかにされて進めてこられたとは思いません。ですから、申し訳ないのですが、後出しになっているように感じています。

いずれにしても、一度結論が出たことについて、全く違う方向で定義しなおす場合には、やはりもっと説明をするべきではないかと思えます。

委員：地元企業発注促進補助金について、補助額が1社につき50万円となっているにもかかわらず、5社で500万円となっているのは何か理由があるのでしょうか。

事務局：この補助金の補助額については、取引企業数が1社から4社までの場合には1社につき50万円で、それが5社であれば1社につき100万円ということになりますが、これは、できるだけ多くの地元企業と取引をしていただきたいということでこのような形にさせていただいております。

委員：この補助金についての予算枠はどうなっているのでしょうか。

事務局：この補助金については、制度概要にも書かせていただいておりますように、申請があつてから3年間は経過を見る形になります。従って、3年後に予算要求する段階ではある程度必要な予算額を把握できておりますので、それに応じて予算要求していきたいと考えております。

委員：市の考え方としては、できるだけ多くの企業と取引をさせたいということですが、企業側からすれば、1社につき50万円で、そのまま10社で上限500万円という形になっている方が使いやすいのではないのでしょうか。4社と5社で大きく補助額を変える必要性があるのか疑問です。

会長：只今多くの御意見を聞かせていただきましたが、共通しているのは、これらの補助金制度について議論する時間がこれまで足りていなかったのではないかと感じており、私自身も今回の資料を見て全体像を見てきたという思いがあります。その点から、最後に一点確認させていただきたいのですが、3月議会に向けて企業立地促進条例を提示されていく中で、それと併せてこれら4つの補助金制度はどのようなスケジュールで動いていくのでしょうか。

事務局：これらの補助金制度は、条例ではなく補助金要綱という形での制定となり、要綱そのものについては議会の議決を要するものではなく、内部決裁で定めていくものになります。また、後ほど御説明させていただきますが、これらの補助金に基づく予算も一部、来年度予算案として上げさせていただいているところではございますが、予算案についてはもちろん議決が必要になるものでございます。

従って、予算の議決をいただいてから要綱を制定した上で、4月1日から施行しようという予定で考えているところでございます。

会 長：それでは続きまして、「(2) 平成25年度(2013年度)吹田市商工予算について」ということで、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局：それでは「資料番号6」を御覧ください。

こちらの予算案については、先ほども御説明させていただいたとおり、3月議会で議決されれば4月から執行していくというものでございます。

— 資料番号6に基づき説明 —

会 長：ありがとうございました。

今の御説明について、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

委 員：信用保証料補給金が500万円以上削減されているのはなぜでしょうか。

事務局：信用保証料補給金だけで見ますと526万円の削減となっておりますが、実際には開業支援助子補給金で240万円拡充しておりますので、全体での削減額は286万円ということになります。また、これまで大阪府の制度融資に対する信用保証料補給金として組んでいた予算額については、申請が少なく、毎年補正予算で返している状況がありましたので、今回の予算案については、その部分も見込んだ予算額になっております。

委 員：現在、吹田市の制度融資は改善されてから非常に使いやすくなっていると思いますし、大阪府の制度が使いにくくなったものですから、吹田市の制度を使いたいという人が増えてきていると思います。ただ、吹田市の制度も更に使いやすいものに変えていけば、利用者がもっと増えてくると思うのですが、そういった視点があった上でこのような予算案になっているとは思えません。制度をもっと使いやすいものにすることが重要であると思います。

先ほどからも申し上げているように、全体的な予算を見ても、中小零細企業が使えるものが非常に少ないと思います。融資制度は、唯一誰でも利用できる制度ですので、この部分を削減するということは商工施策の根本を揺るがすものであると思います。

事務局：吹田市の制度融資における小規模事業者の借り換え要件等の改善については、こちらの方でもできる限り検討させていただきたいと思っておりますし、今回新たに計上しております開業支援助子補給金も足掛かりにしながら、今後進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

会 長：先ほどから御意見として出されております、雇用を促進していくような部分や、中小零細企業が使いやすい制度対策も含めて、事業所支援施策検討作業部会の方でも議論していかなければならない点ですので、最後に、「(3) 事業所支援施策検討作業部会の進捗状況について」ということで、

事務局より御説明をお願いいたします。

事務局：それでは「資料番号7」を御覧ください。

— 資料番号7に基づいて説明 —

前回2月1日の開催時にも色々な意見が出されておりましたが、その中で、行政施策の周知不足が補助金等の実績額にも表れているという意見がございました。その中で周知方法については、委員から、市外への周知方法として大阪産業創造館や中小企業ビジネス支援サイト「J-Net21」などを活用してはどうかという御提案をいただいております。大阪産業創造館につきましては、基本的には大阪市による施設ということもあり、他市の制度周知等を行うことがなかなか難しい状況がありましたが、J-Net21については市の制度案内を掲載することが可能であることが分かりましたので、今後の制度周知において積極的に活用していきたいと考えております。

会 長：ありがとうございました。

今の御説明について、高木副部長の方で何か補足等はございますでしょうか。

委 員：今の説明の中では、今後中小企業施策のみに絞って検討していくという内容になっていましたが、全体的な施策の進捗状況を見ながら進めていこうということであったと思いますので、今後も色々な意見を聞きながら進めていきたいと思っています。

会 長：事業所支援施策検討作業部会については、4月以降新年度に入ってから進めていきたいと思っておりますので、本協議会においてもその進捗状況については逐次報告していただきたいと思っております。

それでは最後に「3 その他」について事務局から何かございますでしょうか。

事務局：本協議会については、来年度に入ってからまた日程調整をさせていただいた上で、開催させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

また、佐竹特別委員につきましては、本日が最後の御出席ということになります。どうもありがとうございました。

会 長：それでは、以上で本日の会議は終了させていただきます。ありがとうございました。